

社援発0312第7号

平成30年3月12日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
関係団体の長

 殿

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
の一部改正について

「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号。以下「入管法改正法」という。）が平成28年11月28日付けで公布され、新たな在留資格として「介護」が創設されることを契機に、平成28年12月27日付けで「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け社援発第0328001号、厚生労働省社会・援護局長通知。以下「本指針」という。）を改正し、外国人の留学生を受け入れる際の取扱いを新たに位置付けたところです。

今般、入管法改正法が施行され、平成29年9月1日から在留資格「介護」が創設されたこと等を踏まえ、法務省から別添1のとおり「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」が公表されました。

これを踏まえ、留学生の奨学資金に係る取扱いを明確化する観点から、本指針を別添2のとおり改正し、平成30年3月12日から適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。